§3 総論:「人権保障」のあり方をめぐる諸問題

- 「人権」はだれが持つのか? 一人権享有主体をめぐる問題
- 1) 「国民」の意味
 - · § 10=国籍法律主義
 - ・国籍法:血統主義、男女平等 国籍法違憲訴訟(最大判 2008・6・4)▶判例 33
 - ・天皇・皇族の「例外」
- 2) 法人
- ・自然人=人権の核心 ⇔ 社会的存在としての法人
 - →「性質上可能な限り」法人にも「基本的人権を認める」 八幡製鉄政治献金事件(最大判 1970 年 6 月 24 日) ▶▶判例 11
 - ➡法人に認められる「人権」とはなにか→個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題
- ・法人の人権と他の人権の調整
 - ・他人の人権と法人の人権との衝突 cf.私人同士の人権衝突
 - ・ 法人(結社)の構成員の人権と法人の人権の衝突 南九州税理士会事件(最3小判1996年3月19日)▶判例16
 - ⇒個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題
- 3) 外国人
 - 学説状況
 - a) 文言説
 - b) 権利性質説【判例・通説】マクリーン事件(最大判 1978 年 10 月 4 日) ▶▶判例 23
 - c) 準用説
 - ・「外国人」の種類による区別:特別永住者、永住者、長期滞在者・・
 - ⇒個々の権利の性質に応じて検討■各論の問題。

事例① 管理職選考受験資格確認等請求事件(最大判 2005.1.26)

西考え方のポイント:問題となっている権利の性質は?/「外国人」の区別?/「外国人」の「人権」制約の根拠は?

- 4) マイノリティ集団
 - ・「集団の権利」を認めることの意義と問題
 - ・平等アプローチと権利アプローチ

女性/子ども/高齢者/障害者/被差別部落/少数民族/性的志向 etc ⇒個々の権利について検討■各論の問題。

- 2 特別な法律関係における人権保障のあり方
- 1 「特別権力関係」論と人権保障
 - ・特別権力関係論→明治憲法下での通説
 - ①包括的支配権(命令権·懲戒権)
 - ②権利・自由の制約につき法律の留保なし
 - ③司法審査の排除

- 2 特別な法律関係における人権保障
- 1) 公務員の「人権制限」
 - ・ 政治活動の自由の制限

国家公務員法§ 102、110 I ⑩ cf. 地方公務員法§ 36 猿払事件(最大判 1974・11・6) ▶▶判例 18、19

公務員の政治活動制限の根拠

- a) 「職務の性質」説
- b) 「全体の奉仕者」説
- c) 「憲法上の公務員制度」説
- ・労働基本権の制限

制限される労働基本権			職種
団結権×	団体交渉権×	争議権×	警察職員、消防職員、海保職員、刑事施設職員、自衛隊員
団結権〇	団体交渉権△	争議権×	非現業の国家公務員および地方公務員
団結権〇	団体交渉権○	争議権×	独法および公営企業の地方公務員

全農林警職法事件 (最大判 1973 年 4 月 25 日) ▶▶判例 128

- 2) 在監者の「人権制限」
 - ・刑事施設法:受刑者、未決拘禁者、死刑確定者(刑事施設§2) →それぞれに対する処遇の原則(刑事施設§30~32)
 - ・図書、新聞の閲覧

刑事施設 § 69、70、71

よど号新聞記事抹消事件(最大判 1983 年 6 月 22 日) ▶▶判例 22

・信書の発受、面会

刑事施設 § 111~、115~、120~/刑事施設 § 126~、 § 134~、 § 139~

・飲酒、喫煙の禁止

喫煙禁止違憲訴訟 (最大判 1970年9月16日) ▶▶判例21

- 3 人権「擁護」をしなくてはならないのは誰か? 一私人間効力
- 1) なぜ「私人間効力」論か? --憲法(立憲主義)・個人・権力の関係
 - ・近代立憲主義の原点=個人 v.国家(国家権力)→「憲法は権力を拘束」
 - ・資本主義の発展による社会的権力の拡大→「国家による自由」?
- 2) 私人間効力
 - 学説状況
 - a) 無効力説
 - b) 直接適用説
 - c) 間接適用説 日産自動車定年差別訴訟 (最 3 小判 1981 年 3 月 24 日) ▶▶判例 14
 - d) 個別判断説
 - ・近時の学説の展開
 - e) 新無効力説(高橋和之)
 - f) 国家保護義務論(小山剛)
 - g) 最高法規性重視説(君塚正臣)

- 4 人権が制約されるのはどのような場合か? —人権制約原理
- 1) 実体的限界:人権条項の中に明記された「限界」
 - ・「公共の福祉」論

日本国憲法における「公共の福祉」=4つの条文に登場

- §12・<u>§13</u>「公共の福祉」
 - a) 権利限界説
 - b) 訓示規定説=内在的制約説
- § 22 I · § 29 II 「公共の福祉」
 - a)「外在的制約」説
 - b) 社会国家的内在的制約説
- 2) 手続的限界:人権の衝突・制約の必要性が実際に生じた場合の調整原理=違憲審査基準
 - 代表的な違憲審査基準

比較衡量論【判例】全逓東京中郵事件(最大判 1966年 10月 26日) →判例 130

二重の基準論【判例?】小売商業調整特別措置法事件(最大判 1972 年 11 月 22 日)▶▶判例 83